名北学区防災安心まちづくり委員会の活動

～災害から地域住民を守るためのまちづくり運動～

＜内容＞

名北学区は、その名のとおり名古屋市の北部に位置する地域で、道路狭隘で戦前からの古い木造密集住宅と、高層のマンションや、スーパーが混在する地域である。更に、木造住宅の居住者は高齢者率が高く、高層マンションの居住者は横の繋がりが薄くなる傾向にあり、一旦、火災や地震などが発生した場合は多数の被害が想定される地域でもある。

その中にあって、平成１３年度から名古屋市の事業としてスタートした「北区防災安心まちづくり運動」を契機として、「名北学区防災安心まちづくり委員会（資料１参照）」が発足し、自主防災訓練を初めとする各種の学区防災活動を統括することとした。

しかし十分に機能しない点が出て来たため、一層強化を図るため、平成１５年５月に学区全体の安全・安心まちづくり活動（防火防災、防犯、交通、町美など）を統合した「名北学区安心・安全まちづくり協議会（資料２参照）」とともにその一部組織として各種団体（体育委員会、子ども会、ＰＴＡなどの１２団体）を構成員とする「安心・安全推進部会（以下 推進部会という。）（資料３参照）」を設置した。

当学区独自でもあるこの組織を結成したことにより地域全体の自助、共助の精神が住民に浸透し、予想される東海地震、東南海地震、南海地震に対する備えの必要性も住民の多くが一層認識する様になった。当名北学区安心・安全まちづくり協議会はこの２年後、平成１７年４月１日に設置されることとなった安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成１６年１１月１日施行）にもとづく、「北区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会（資料４参照）」の先駆けとなったといっても過言ではない組織である。以下にその詳細を紹介する。

１　安全・安心推進部会の活動　（写真集参照）

自主防災会は、昭和５８年５月２８日に下飯田町１丁目自主防災会結成以来、全町内会に計20自主防災会が組織されている。そして名北学区安全・安心まちづくり協議会と推進部会がリーダーシップを取って学区内の全自主防災会をリードしている。有事の際には、推進部会としては、各自主防災会の活動は自助努力で活動することを原則とするものの、緊急時の情報伝達、消火、救出救護、給食給水、避難誘導などの応援要請があった場合に、推進部会長の指揮のもと推進部会のメンバーが支援活動することとなっている。

▲安心・安全推進部会発足式

また、日頃から機会あるごとに推進部

会のメンバーが集合して迅速かつ的確に活動ができるよう検討、訓練を繰り返し実施指導している。特に学区連合の自主防災訓練では、実際に則した訓練にするため、実施方法や内容を変え毎年２回以上実施している。その他、随時に防災知識の習得について積極的な活動をしている。なお、自主防災会長は、近年、全市的に２年周期で持ちまわりで交代する傾向にある中、名北学区の各自主防災会長は２年という短期間ではなく、「防災のエキスパートであれ」と言う言葉をモットーとして自主防災会長に選出された以上は特別の理由がない限り終身として活動とする旨の申し合わせがなされ、現在に至っている。

(1)　推進部会設立前のデメリット

・　学区内の自主防災会連合で自主防災訓練を行う場合、各自主防災会から毎年交代で選出されたメンバーが集合して、日頃付き合っていない人や気心が知れない人などで行う訓練となり、訓練の采配者やリーダーがおらず烏合の衆となり、統制のとれた連携訓練ができない。

・　自主防災訓練には毎年、同じ自主防災会長が参加するものの、その他の参加者は毎年交代するため、基本訓練（消火器取扱訓練、応急手当訓練、炊出し訓練）を指導する者の育成がしにくい。

(2)　推進部会設立後のメリット

・　学区自主防災会連合訓練では、推進部会のメンバーがリーダーシップをとり、学区自主防災会員の活動や行動に適切なアドバイスを行い、自主防災会訓練を円滑かつ連携のとれた訓練を進めることができるようになった。

・　推進部会のメンバーは毎年変わらないため、炊出し訓練、テント組立訓練、仮設トイレ組立訓練、発動発電機取扱訓練、情報収集連絡訓練など防災知識や技術を習得したメンバーが防災活動のエキスパートとして育成されており、防災知識や技術をもった指導者のレベルが向上した。

・　安全・安心まちづくりを考えるうえで、防火防災だけでなく、安全で快適なまちづくり、防犯、交通安全など、安全・安心まちづくりを総合的に捉え、対処できる体制となった。

・　住民の防災等をはじめコミュニティ活動に対する認識が大きく向上した。

２　学区自主防災連合会による実践的自主防災訓練の実施

学区自主防災連合会の自主防災訓練は、平成１３年度からは一層実践的な訓練を取り入れ実施している。毎年、定例的に２回は実施し、約３００人から５００人(学区全体の３～５％)が訓練に参加している。その主な訓練内容は以下のとおりである。

▲昭和 58 年当時の自主防災訓練

(1)　避難訓練

避難訓練開始後、自宅での出火防止、近所の人への声かけと確認の励行、避難場所５箇所との連絡を密にし、災害救助地区本部の指示により、小学校へ避難誘導班長等の先導による避難、及び災害弱者を想定としてリヤカーでの搬送も実施している。

(2)　学区災害救助地区本部設置訓練

名北小学校に、学区災害救助地区本部を設置して、トランシーバーを活用した住民避難情報の収集訓練を実施している。その時、学区内の被害状況をも情報収集して学区白地図にプロットする訓練も実施している。

(3)　基本訓練

基本的な訓練としては、バケツリレー、三角巾による応急手当訓練、応急担架の作成、女性会による炊出し訓練などを併せて実施している。また学区内の一時避難場所（３箇所）での簡易トイレの組立て訓練なども平成１８年１０月に計画している。

３　消防団活動について

消防団は通常の火災発生時における公設消防への後方支援の他、自主防災訓練時の、応急担架作成、三角巾取扱い、バケツリレー及びＡＥＤ等の指導者として地域の防災力の向上に努めている。また、学区内で連続放火が多発した時は、原則的

に１ヶ月間に亘って毎夜巡回警備と広報を実施している。毎月１９日には、放火防止及び火の用心の巡回広報、さらに、春・秋の火災予防運動や年末消防特別警戒での巡回警備等により学区民からの厚い信頼を得ている。

4　民生委員と女性会の活動

民生委員は消防署員が行う「独り暮らし高齢者防災指導」などに伴い、消火器の取扱方法、ガスコンロ付近の可燃物の除去、防炎物品の適正な使用、地震時の身の安全確保など防火防災の知識と技術の習得に努めている。女性会は、災害時の給食給水の核として、自主防災訓練時の炊出し訓練や防災頭巾の作製を自主防災訓練に取り入れ実践している。

▲防災頭巾

5　災害図上訓練（ＤＩＧ）の実施と防災安心マップ作成

(1)　学区自主防災連合の自主防災会訓練として、各自主防災会選出メンバーの参加により、警戒宣言発令時から、飲料水の確保、食料の確保、一時避難所の確認、避難経路の危険箇所の把握など災害図上訓練を実施し、学区民一人ひとりが普段から地震災害に関心を持ち、その必要性について深め、学区民に適宜適切に災害図上訓練を実施し、その図上訓練の仕方を広めている。

(2)　災害図上訓練を行うことによって、平常時からブロック塀、自動販売機、ビルに設置された看板、壊れかかった廃屋、避難通路を確保するための道路幅、木造住宅密集地域の認識など危険箇所の把握の必要性がより一層認識された。安全に避難するには日頃から危険箇所の問題意識をもって、現実に即した学区防災安心マップを作ることが必要であることを痛感している。

(3)　平成１５年に危険箇所の点検巡視を行うとともに地震災害時に必要な情報マップ（どんぐり広場、公園など一時避難場所、防火水槽、病院など）を作成し、その後も必要に応じて随時マップの見直しをしている。

６　普通救命講習について

学区自主防災会の代表者２４名が、北消防署で普通救命講習を受講して受講者全員が市民救急員の資格を取得している。自主防災訓練など応急手当で行う心肺蘇生法の実技説明など機会あるごとに普通救命講習受講で得た知識や技術を学区民に広めている。

７　防災倉庫について

有事の際の避難生活に備え、小学校などに名北学区独自の予算で防災倉庫を設置し、避難生活に必要な「暗がり生活の不安な心理」を考慮した発動発電機（２台）や投光器を５機、簡易テント１６張り（テントと簡易トイレ４個組で５組２０個）、簡易トイレ３０個、羽反５個、くど７個、サインポールライト５０本、大型扇風機５台、トランシーバー２０台、レスキューセット１個、炊飯セット５組、木炭８箱などを防災倉庫（5.2m×3.05m×2個）に備蓄している。また、防災リーダー用の防災活動服３０セット（上着、ズボン、アンダーシャツ、帽子）、防災活動帽子１５０個なども揃えている。

その他、名北学区独自の考え方として、小学校などの避難所は、災害弱者を優先し、健常者は、町ブロックごとに３箇所の一時避難場所を設定し、有事の際に備えている。

▲防災倉庫外観

▲防災倉庫内部

▲防災活動服

＜苦労した点＞

１　地域住民が防災の必要性は十分理解しているが、いざ活動となると消極的になる傾向がある。その為一人ひとりが進んで防災活動に協力するため、あらゆる機会を通じて住民の理解に努めている。

２　古くからの居住者は高齢者が多く、一方高層マンションの居住者は若年層が多い為、災害時の対応も地域によって年齢層が異なり住民の同意を得ることに苦労をしている。

３　地震発生時に高齢者等の安否が気がかりとなる、災害弱者の情報については、個人情報保護条例の兼ね合いもある為、情報の把握に苦慮している。
４　学区内の区政協力各種団体を安心・安全で快適なまちづくりという目標に向けて集約し、特に自主防災会以外の団体の人に具体的な役割を明確化にし、かつ理解してもらうことが大変である。
５　避難訓練時に、トランシーバーを活用して各自主防災会長からの安否確認の情報収集訓練を実施したが、無線の飛距離不足、輻湊によりうまくいかず、今後に課題が残っている。

＜セールスポイント（特徴）＞

１　学区の区政協力各種団体で推進部会を組織し、各組織の枠を超えて有機的に編成し、自主防災組織とともに自主防災活動を展開している。（資料２、３参照）
２　比較的新しい自主防災訓練のメニューとして、災害図上訓練、防災安心マップ作成、トランシーバーによる情報収集訓練など積極的に取り入れ、実施している。
３　阪神淡路の大震災では、生存者の８割以上が家族や近隣の人に救出されたことを踏まえ、学区民一人ひとりに防災力を身につけるよう普段から老人会や盆おどり等の交流の場を通して、バザー、模擬店等を当協議会が運営し、地域のコミュニケーションの輪を広げている。

資料１

名北学区防災安心まちづくり委員会規約（準則）

（名称）

第１条　本会は、名北学区防災安心まちづくり委員会（以下「学区防災委員会」という）と称する。

（目的）

第２条　学区内の住民を火災や地震等の災害からまもるため、平常時における住民の防火防災意識の高揚及び自主防災組織の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関、団体及び事業所との連携を緊密にし、住民が安心して暮らせるまちづくりを市民運動として推進することを目的とする。

（活動）

第３条　学区防災委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 防火防災意識の普及に関すること。
(2) 自主防災会の訓練講習等の実施要請に関すること。
(3) 放火されない環境づくりの推進に関すること。
(4) 高齢者、子どもへの防災安全教育に関すること。
(5) 災害弱者の救援体制の確立に関すること。
(6) 応急手当の知識、技術の習得に関すること。
(7) 住宅及び地域の防火防災面での安全性の向上に関すること。
(8) 災害発生時における地域の協力体制の確立に関すること。
(9) その他地域における防火防災に関すること。

（組織）

第４条　学区防災委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 区政協力委員（災害対策委員）
(2) 消防団代表
(3) 自主防災会代表
(4) 民生委員代表
(5) 保健委員代表
(6) 小学校ＰＴＡ代表
(7) 中学校ＰＴＡ代表
(8) 女性団体代表
(9) 防犯委員代表

(10)子ども会育成協議会代表
(11)老人クラブ代表
(12)青少年育成委員代表
(13)体育関係代表
(14)交通関係代表
(15)体育指導員
(16)事務員

（委員長）
第５条　学区防災委員会には委員長を置き、区政協力委員長の職にある者を充てる。
２　委員長は学区防災委員会を代表し、会務を総理する。
３　学区防災委員会の会議は定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。
４　委員長は会議の議長となる。
５　委員長に事故があるときは、区政協力副委員長の職にある者がその職務を代理する。

附　則
この規約は、平成１３年８月１日から施行する。

学区防災安心まちづくり委員会

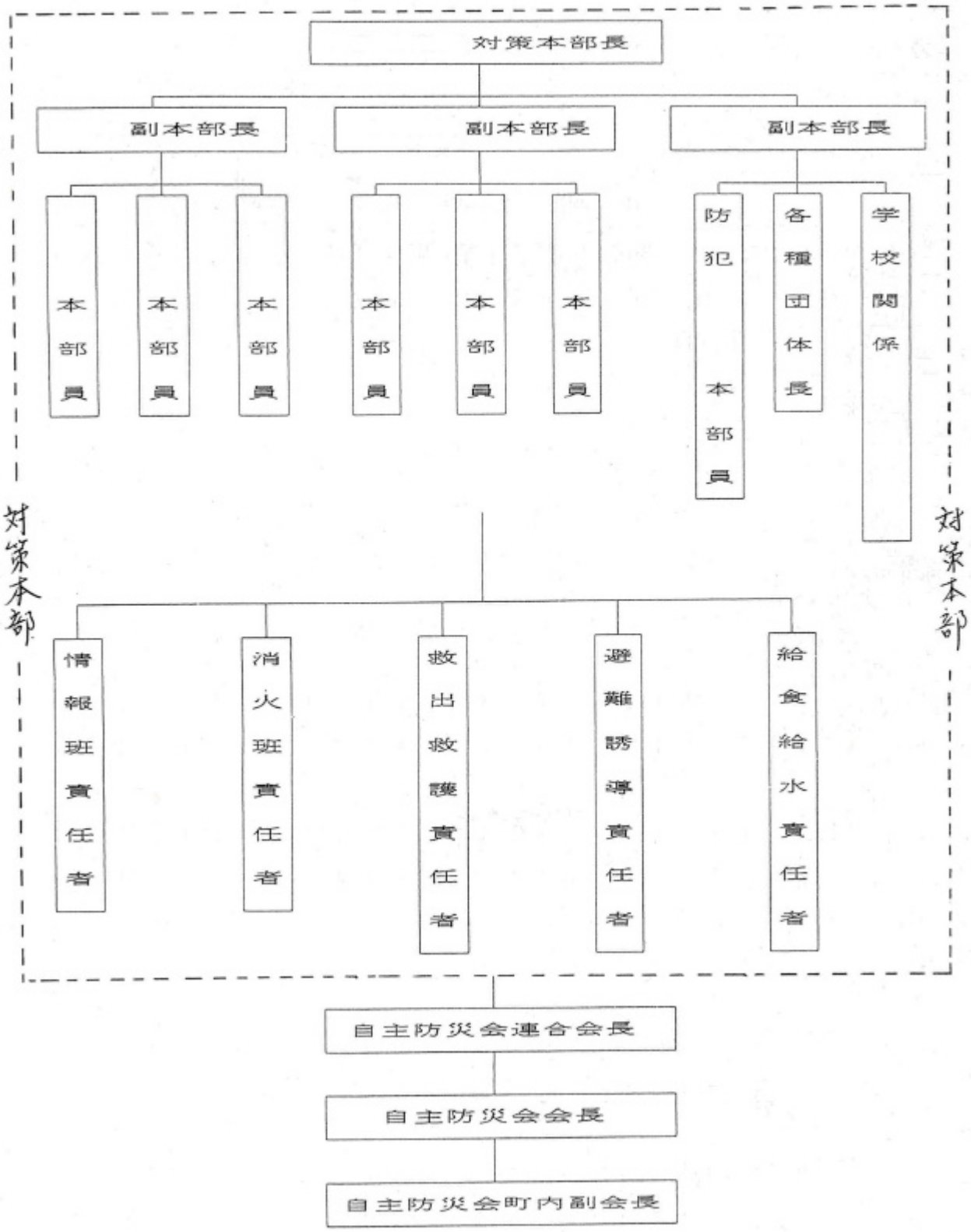

資料２

名北学区安全・安心まちづくり協議会

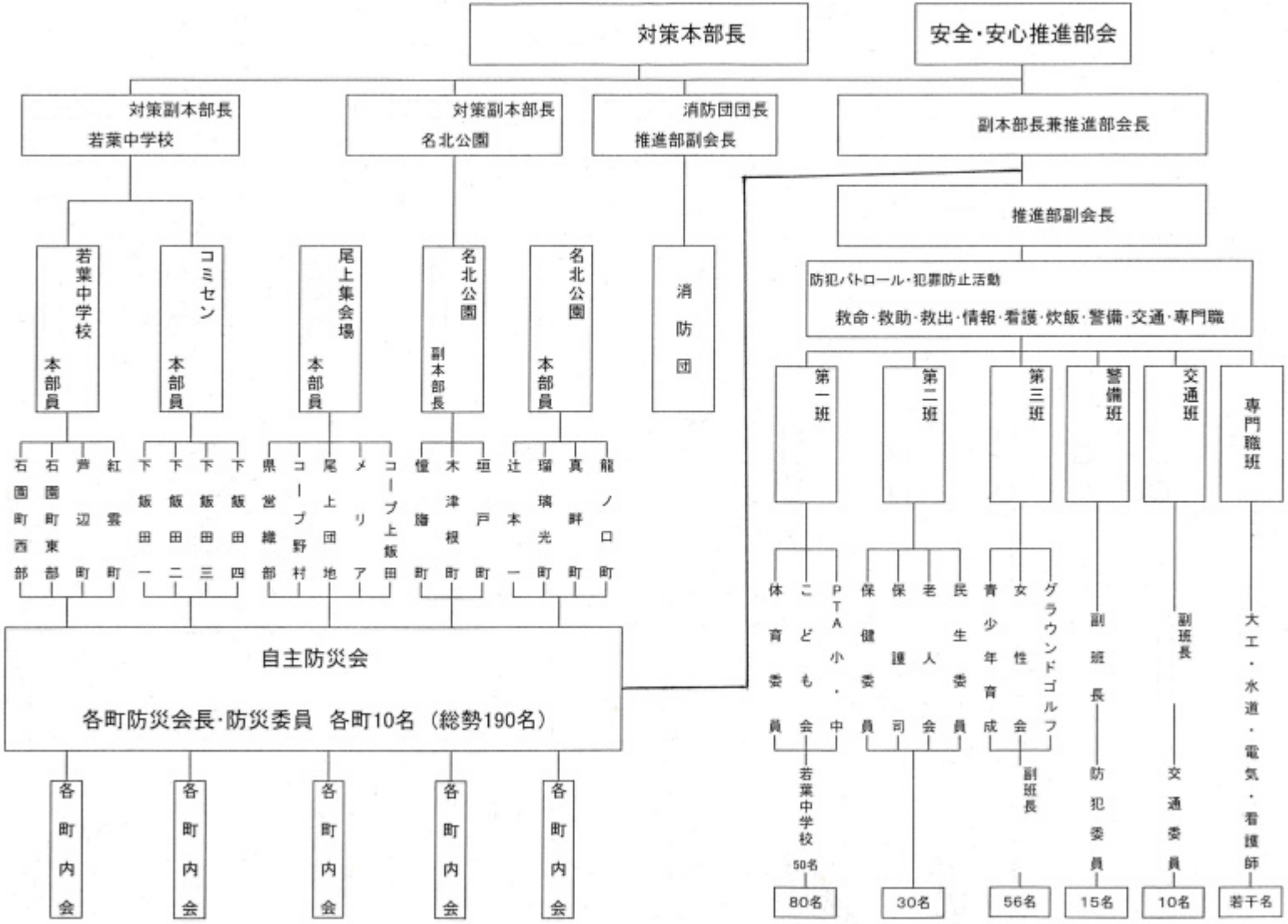

資料３

名北学区安全・安心推進部会

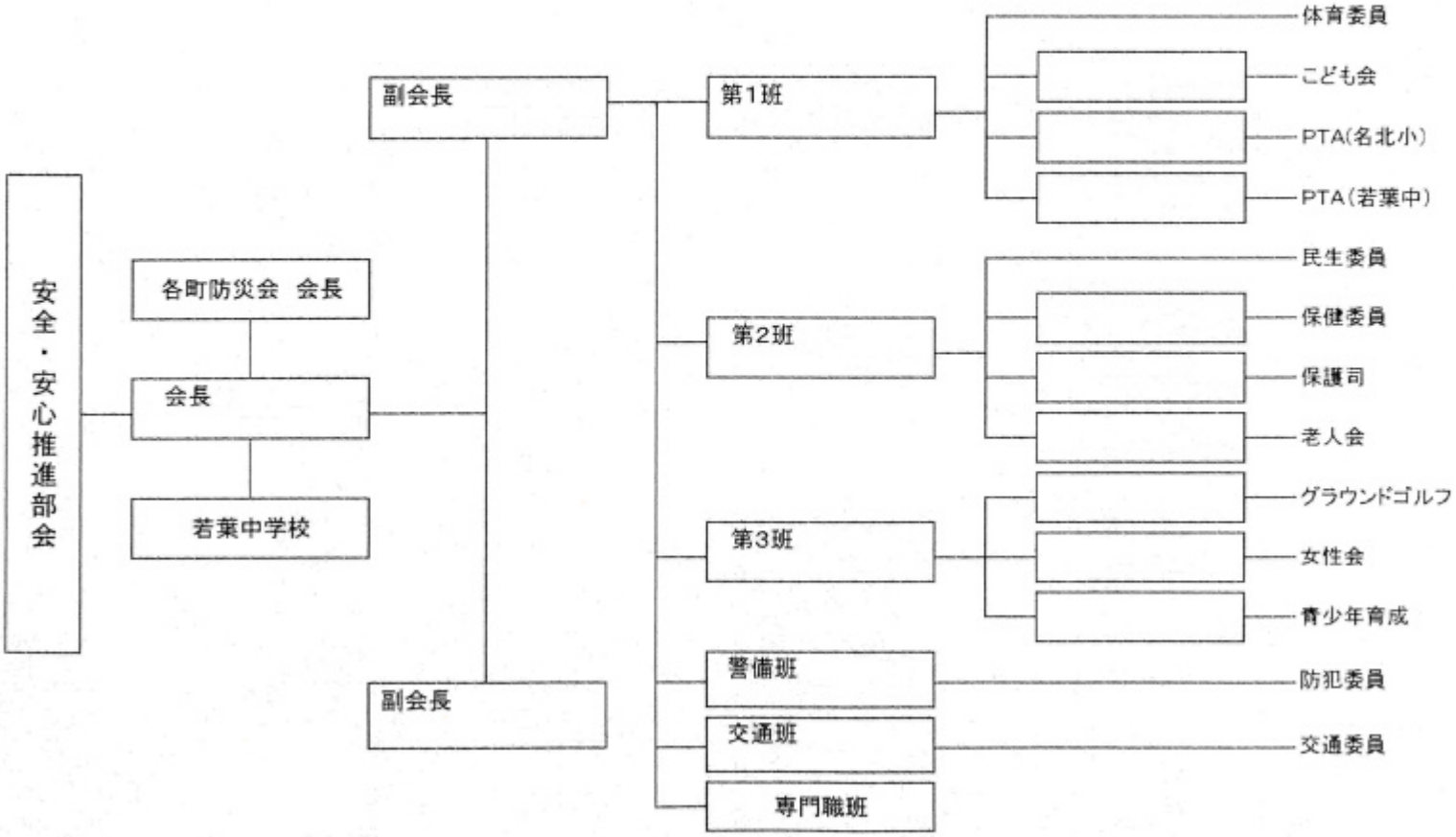

平成１８年度

名北学区安全・安心推進部会事業計画

名北学区安全・安心推進部会

会長

開催日	事業実施事項	主催
4月　6日	推進部会役員会 事業計画案・予算案作成	推進部会
5月　1日	推進部委員会 事業計画案・予算案説明	推進部会
5月２９日	各町自主防災会会長・推進部会委員合同会議 推進部の主旨・事業計画説明	推進部会
6月１１日	簡易トイレ組立て設置訓練・給水位置確認 水防訓練・防災器具使用訓練・ＡＥ訓練〔心臓蘇生〕 〔自治会長及び各町自主防災会会長参加〕	推進部会
7月	学区防災マップ作り〔各町自主防災会会長参加〕 学区内歩行による危険場所・重要ポイント探索	学　区
7月２０日 ～３１日	夏休み子どもを守る運動 学区内パトロール〔応援パトロール〕	名北小Ｐ
7月	危機管理研修会 老人会・民生との意見交換会	推進部会
8月	青少年非行防止活動パトロール 学区内パトロール〔応援パトロール〕	若葉中Ｐ
8月２７日	第二回親子３代グラウンドゴルフ交流会 地域の活性化と交流を図る	推進部会
9月	学区防災事前訓練 避難誘導を主としての事前訓練を行う	学　区
１０月２２日	学区防災訓練 〔推進部会と各町自主防災会会長との情報交換訓練含〕	学　区
１２月２５日 ～３０日	年末火災特別警戒 学区内パトロール〔応援パトロール〕	消防団
１２月２６日 ～３０日	年末防犯特別警戒 学区内パトロール〔応援パトロール〕	防犯委員

資料４

【資料 4】

北区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会とは

「愛知県安全なまちづくり条例」及び「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」に基づき、行政、警察、事業者、区民及び団体が安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、それぞれの役割のもと、協働して取り組みを進めることによって、区民が、安心・安全で、かつ、快適に暮らすことができる地域社会を目的に平成17年4月1日に設立されました。

その目的を達成するために、次の5部会が置かれ、各々が各種事業を行っています。

① 地域社会の犯罪対策の推進をめざす「北区安心・安全なまちづくり部会」
② 違法駐車等防止対策及び交通安全対策の推進をめざす「北区交通安全対策部会」
③ 快適な地域社会の実現をめざす「北区快適なまちづくり部会」
④ 青少年の健全育成をめざす「北区青少年健全育成部会」
⑤ 防災安心まちづくりの運動の円滑なる推進と地域防災をめざす「北区防災安心まちづくり部会」

北区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会の組織は下表のとおりです。

北区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会

協議会役職	所属団体役職名	
	所属団体名	役職
会長	北区役所	区長
副会長	北区警察署	署長
会計	北消防署	署長
会計監査	北区役所	区民生活部長
委員（順不同）	北区区政協力委員協議会	議長
	北区防犯協会連合会	会長
	北区女性団体連絡協議会	会長
	民生委員児童委員連盟北区支部	支部長
	北区防犯連絡所協議会	会長
	北区区政協力委員協議会（19 小学校区） （防災安心まちづくり委員会（19 小学校区））	委員長
	北保護区保護司会	会長
	北区保健委員会	会長
	北区更正保護女性会	会長
	北区少年補導委員会	会長
	北区暴力追放協議会	会長
	北区交通安全協会	会長
	北区安全運転管理協議会	会長
	北区警備業者防犯協力会	会長
	北区防火協力会	会長
	北区消防団連合会	会長
	北区体育指導委員連絡協議会	会長
	北区女性レクバレー連絡協議会	会長

委員 （順不同）	北区子ども会育成連絡協議会	会長
	北区老人クラブ連合会	会長
	名古屋市立小中学校 PTA 協議会北支部	会長
	名古屋市幼児教育研究協議会北支部	支部長
	北区小中学校校長会	会長
	北区商店街連合会	会長
	（社）愛知県宅地建物取引業協会名城支部	支部長
	キタ・セーフティボランティア	代表
	名古屋北ライオンズクラブ	会長
	名古屋城北ライオンズクラブ	会長
	名古屋名北ロータリークラブ	会長
	中部電力株式会社北営業所	所長
	東邦ガス株式会社北部支社北営業所	所長
	北区社会福祉協議会	会長
	北土木事務所	所長
	北環境事業所	所長
	名古屋市交通局	名城線西部駅務区長
	名古屋市交通局如意営業所	所長
	北保健所	所長
	北区役所	区民福祉部長
	北区役所	楠支所長